

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成12年の128,917人をピークに減少傾向が見られ、平成27年の国勢調査で123,217人となっている。

平成22年から27年までの年齢区分別人口の変動は、15歳未満の年少人口が減少（人口割合14.2%→12.6%）、15歳以上64歳未満の生産年齢人口も減少（人口割合64.3%→60.5%）する一方で、65歳以上の高齢人口は増加（人口割合20.7%→25.2%）しており、高齢化率の上昇が顕著になっている。

本市の産業は、製造業を中心とするものづくり産業とそれを下支えするサービス産業が活発な地域である。特に、製造業は、域外経済の流入という面においても市内経済に重要な役割を果たしている。

現在、中小企業者を中心に人手不足が深刻化する中、生産年齢人口が減少傾向である状況を踏まえると、現在の生産力を維持・向上させるためには、労働生産性を向上させる事が必須である。そのため本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

計画期間中に100件の先端設備等導入計画の認定を行うことで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、本市の産業基盤の安定・強化、中小事業者の競争力強化、安定した雇用の創出、活力にあふれた地域経済・産業の実現を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内におけるすべての業種・事業等と

する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②労働者に対し過度な負担を強いる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、労働者の雇用環境や労働時間に配慮する。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。